

「先端的な学術研究」 (地域連携枠／若手研究者支援枠／一般枠) の申請について

1. 地域連携枠 (上限額 150 万円)

民間企業等との共同研究により、地域産業の発展に資する事業で次のものとします。

(1) 南北海道地域（渡島・檜山管内）の民間企業・団体およびそれらに所属する個人または事業を営む個人など（民間企業等）が共同研究者となっていること

注1) 団体としては、農業協同組合、漁業協同組合、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人などが想定されます。事業を営む個人としては、農業者、漁業者などが想定されます。

注2) 高等教育機関、自治体およびこれらに所属する個人（高等教育機関等）は、「民間企業等」とはみなされません。

注3) 共同研究者に民間企業等が含まれていれば、ほかに高等教育機関等が含まれていても「地域連携枠」の対象となります。

(2) 民間企業等が研究の一部を担っていること

注1) 申請者と共同研究者間で、作業が分担されている必要があります。

注2) 必ずしも共同研究者による経費負担を求めるものではありません。

注3) 民間企業等からの委託事業は共同研究とは見なしません。また、民間企業等の分担が業務委託（一部または全部）だけの場合も共同研究とは見なしません。

地域連携枠への申請にあたっては、次の点に注意してください。

- ・ 交付申請書（第1号様式）の事業名（下線部）の末尾に、括弧書きで「(地域連携)」と記載してください。
- ・ 計画書（第2号様式）の「学術研究の方法」欄に関する説明資料中に、申請者と共同研究者の作業の分担内容を記載してください。
- ・ 計画書（第2号様式）の「外部からの指導者、協力者等」欄に共同研究者の情報を記載し、備考に「共同研究者」と記載してください。

2. 若手研究者支援枠 (上限額 50 万円)

地域の発展に寄与する若手研究者を育成するため、地域と関連が深い研究テーマに取り組む若手研究者（令和8年4月1日時点で博士の学位取得後8年未満である者）が対象です。

若手研究者支援枠への申請にあたっては、次の点に注意してください。

- ・ 交付申請書（第1号様式）の事業名（下線部）の末尾に、括弧書きで「(若手)」と記載してください。

3. 一般枠 (上限額 100 万円)

情報科学分野を中心とする助成事業で、今後の南北海道地域の学術振興に積極的に寄与するものが対象です。